


大仙市高圧電気契約事業者支援給付金

大仙市では、燃料価格の高騰が続いていることや今夏の猛暑を踏まえ、経営圧迫が続いている市内事業者等に対し、事業者の負担を緩和し、地域経済の持続的発展を図ることを目的に、給付金を支給します。

要件	<p>以下の要件を満たす必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 小売電気事業者と契約を締結し、高圧受電する事業者であつて、次のいずれかに該当するもの。（市の指定管理者を除く。） <ol style="list-style-type: none"> 市内に本社を有する法人 市内に事業所を有し、かつ住所を有する個人事業主 市外に本社を有する法人の場合は、市内に事業所を有し製造業を営んでいるもの 令和5年1月から9月までの任意のひと月と前年同月を比較して電気料金が5万円以上増加した月があること ※コンビニエンスストアは、本部負担分を除いた電気料金を比較 ※市外に本社を有する製造業を営んでいる事業者は、市内事業所の電気料金を比較 秋田県及び市が実施する本給付金以外の電気料金を対象とした支援を受けていないこと。（ただし、大仙市電気料金高騰経営支援給付金を除く。） 本給付金支給後も事業継続の意思があること
給付額 及び 上限額	<p>令和5年1月から9月までの任意のひと月と前年同月を比較し、増加した電気料金に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> ひと月の電気料金増加額 <small>※5万円以上対象額</small> </div> <div style="margin-right: 10px;">× 1/2 =</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 10px;"> 給付額 <small>※千円未満切捨て</small> </div> </div> <p>上限額は1事業者あたり100万円 <small>※先に実施した電気料金高騰経営支援給付金を受給した事業者のうち、今回計算し直し、差額分が発生する場合はその差額分を給付額とする。</small></p>
申請期間	令和5年10月2日（月）から11月17日（金）まで
申請方法	<p>・電子申請 <small>（下記URLや右のQRコードから大仙市HP中の本給付金に関する記事に繋がりますので、該当する申請フォームをお選びいただき申請をお願いします。）</small></p> <p>・電子申請が難しい場合は紙申請</p> <p>本給付金記事URL (https://www.city.daisen.lg.jp/docs/2023091500028/)</p> 

問合せ先

大仙市経済産業部商工業振興課
 〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号
 ☎0187-63-1111（代表）

申請書類

No	申請に必要な書類	チェック
1	対象月分及び前年同月分の電気料金に係る契約名義、小売電気事業者の名称、使用場所、契約種別、金額等が確認できる書類の写し ●電気料金請求内訳書、使用電力量のお知らせ等の写し ※大仙市電気料金高騰経営支援給付金と対象月が異なる場合は、添付してください。同じ場合は、添付の必要はありません。	<input type="checkbox"/>
2	1の電気料金の支払い状況が確認できる書類 ●領収書、振込明細書等の写し ※1の書類で確認ができる場合は、添付省略可	<input type="checkbox"/>
3	直近決算期の法人税確定申告書及び法人事業概況説明書の写し ●個人事業主の場合は、令和4年確定申告または市県民税申告の収支内訳書の写しを添付 ※大仙市電気料金高騰経営支援給付金の受給事業者は、添付不要です。	<input type="checkbox"/>
4	振込口座が確認できる通帳（通帳表紙の裏面）の写し	<input type="checkbox"/>
5	本人確認書類（個人事業主の方のみ） ●運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等のいずれか一つの写し	<input type="checkbox"/>
6	支給申請書 兼 実績報告書 兼 請求書(様式第1号)(紙申請のみ)	<input type="checkbox"/>

電子申請サポート会場

期間（土日除く）	会場	時間
10月2日（月）～11月17日（金）	市役所大曲庁舎 2階 商工業振興課	午前9時～午後5時

電子申請が困難な方は紙での申請を受け付けます

申請書は、商工業振興課、各支所市民サービス課に用意しています。窓口では添付書類の確認のみとなります。後ほど審査し、不備があった場合は、改めて申請書に記載された問合せ先にご連絡いたします。

受付期間（土日を除く）	申請窓口
10月2日（月）～ 11月17日（金） 午前9時～午後5時	商工業振興課、各支所市民サービス課